

公益財団法人日本自転車競技連盟

アスリート委員会規程

（総則）

第1条 この規程は、定款第42条に基づき、公益財団法人日本自転車競技連盟（以下、「本連盟」という。）のアスリート委員会（以下、「委員会」という。）の設置並びにその運用に必要な事項を定める。なお、委員会は本連盟定款第42条に基づく専門委員会として設置する。

（委員会の目的）

第2条 委員会は、以下第3条に規定する分掌事項について、アスリートの立場からの意見を取りまとめ、本連盟の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成、並びに自転車競技の普及発展に寄与することを目的とする。

（分掌事項）

第3条 委員会は、理事会の諮問に応じ、又は本委員会の委員の発案により次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申又は報告する。

- (1) アンチ・ドーピングの教育や啓発に関すること
- (2) 競技会・強化環境の改善や整備に関すること
- (3) ジュニアのサポート環境の整備・改善に関すること
- (4) オリンピック・ムーブメントの推進活動に関すること
- (5) JOC アスリート委員会との協力・連携に関すること
- (6) アスリートのモラル向上とインテグリティ教育や啓発に関すること
- (7) アスリートの社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (8) アスリートのセカンドキャリアの支援に関すること
- (9) 自転車競技の社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (10) 連盟主催事業に協力し、自転車競技の普及発展に寄与すること
- (11) SNS の活用等を通じたアスリートとのコミュニケーションに関すること
- (12) その他アスリートに関すること

（構成）

第4条 委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員については本連盟の理事2名以上、アスリートメンバー8名程度とする
- (2) 委員長 1名(本連盟の理事)
- (3) 副委員長 若干名を置く

(アスリートメンバー委員の資格)

第5条 現役アスリートは、本連盟の競技者登録者のうち、本連盟主催の大会又は IOC・IPC 主催及び UCI 認定大会に過去4年以内に強化指定選手として出場し、アスリート委員会に必要な要素を持つと判断される者とする。

2 アスリート経験者は、本連盟の競技者登録者で、前項の大会に出場した経験を有し、アスリート委員会に必要な要素を持つと判断される者とする。

3 海外競技経験者は、海外大会の経験等アスリート委員会に必要な要素を持つと判断される者とする。

4 アスリート委員会に必要な要素とは、アスリート委員会への参加意思と経験を活かした積極的な発言が可能であること、アスリート仲間へのコミュニケーションが可能であること等を指す。

5 委員会の委員は、本連盟倫理規程に違反したことがない者とする。

(委員の選任)

第6条 アスリートメンバー委員は、オリンピック競技種目部会からの推薦を受けた4名及びアスリート委員会が推薦する4名の者を含め8名程度とし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(委員長の選任)

第8条 委員長及び副委員長は委員のうちから理事会において選任し、会長が委嘱する。

(任期)

第9条 委員長及び委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員長又は委員が補欠により選任された場合の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員長及び委員は、任期を満了しても後任者が選任されるまではその職務を行う。

(委員会の開催)

第10条 委員会は、適宜委員長が招集する。

2 委員は、必要に応じていつでも委員会の開催を求めることができる。

3 役職員及び事務局員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第11条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

第12条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、かつ出席委員の過半数の同意をもって可決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 1 3 条 委員会の庶務は、委員会の構成メンバー(参考人含)で実施する。

(改廃)

第 1 4 条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則

1 この規程は、令和 5 年 11 月 22 日から施行する。